

栃木労働局

厚生労働事務官の業務

【就職氷河期世代選考試験】

労働局の概要について

労働局は、「働く」ということに関連するさまざまな行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。

働いている方、工作中・通勤中にケガに遭われた方、仕事を探している方、事業を行っている方などと広く接し、さまざまな相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、栃木労働局は、働く方を直接支援する第一線機関を有しており、労働基準行政の第一線機関である「労働基準監督署」、雇用環境・均等行政の第一線機関である「雇用環境・均等室」、職業安定・人材開発行政の第一線機関である「ハローワーク」、があります。



労働行政の概要について

労働局は、「働く」ということに関連する4つの行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政として「働く人」を支えています。

労働基準行政

- ・労働条件の確保・改善
- ・職場の安全や健康の確保
- ・労災保険の給付
- ・労働保険の加入、申告手続き

雇用環境・均等行政

- ・働き方改革の推進
- ・ハラスメント対策の推進
- ・女性の活躍推進
- ・ワークライフバランスの推進

職業安定行政

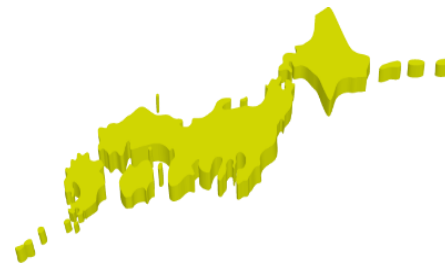
- ・職業相談、職業紹介
- ・失業等給付の支給
- ・障害者・高齢者に対する支援

人材開発行政

- ・公的職業訓練の実施
- ・技能検定の周知広報
- ・若年無業者（ニート）等の支援

厚生労働事務官について

●厚生労働事務官とは、人事院が実施する、「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験・高卒程度試験）」や「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」等の合格者から、**労働局ごとに実施される面接試験を経て採用された職員のこと**をいい、労働に関する様々な分野で活躍しています。



全国には
労働局が47局
労働基準監督署が321署
ハローワークが436所
所在しています。

●厚生労働事務官には、以下の**2つのキャリアパス**があります。

①労働基準監督署及び労働局勤務を中心としたキャリアパス・・・事務官（基準）

労働基準監督署や労働局で、不幸にして労働災害にあわれた方に対する災害補償の業務を行うことを任務とする職員です。

※労働基準監督署や労働局労働基準部以外にも、雇用環境・均等室、労働局総務部総務課・労働保険徴収室で勤務することもあります。

②ハローワーク及び労働局勤務を中心としたキャリアパス・・・事務官（共通）

公共職業安定所（ハローワーク）で、求職者に対する職業相談・職業紹介、求人受理、雇用保険業務、雇用対策業務などを行うこと任務とする職員です（窓口業務が中心となります）。

※公共職業安定所（ハローワーク）や労働局職業安定部以外にも、雇用環境・均等室、労働局総務部総務課・労働防保険徴収室で勤務することもあります。

※どちらのキャリアパスで採用するかは、面接を実施した上で適性等を踏まえ当局側で決定いたします(本人希望と相違することもあります)。

雇用環境・均等行政の業務

(1) 企業指導業務

企業指導業務とは、働き方改革や女性の活躍推進のため、以下の業務に取り組んでいます。

- ・パワハラ、セクハラ防止の防止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対処するための事業主指導
- ・同一労働同一賃金への対応に向けた非正規雇用労働者の待遇改善、仕事と生活の両立などの相談対応
- ・「くるみん」「えるぼし」など両立支援や女性の活躍を推進する企業の認定

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されています。



★働き方改革推進支援センターと連携
電話相談、個別支援、出張相談



(2) 広報・企画調整

広報・企画調整業務は以下の業務を行っています。

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法制セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取り組み、時間外労働の改善の取り組み、最低賃金引き上げの取り組みを支援するための助成金の支給

広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍することが期待されています。



HPによる情報発信

労働保険適用徴収業務

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称であり、保険給付は両保険制度で別個で行われますが、保険料の徴収等については、労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われます。農林水産の一部の事業を除き、労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働局は、労働保険適用関係申請書等の審査や労働保険料の審査、調査及び収納・徴収の業務を行っています。

労働保険適用徴収業務とは、①労働保険の加入手続き、②保険料の申告受付及び徴収の業務、③保険料が適正に申告納付されているかの確認のための会社への立入検査、④保険料を滞納している会社に対する指導、⑤労働保険未加入の会社に対する指導、強制加入、財産差押え等、日々の業務が費用の公平負担、さらには労働保険制度の健全運営につながる、とてもやりがいのある仕事です。

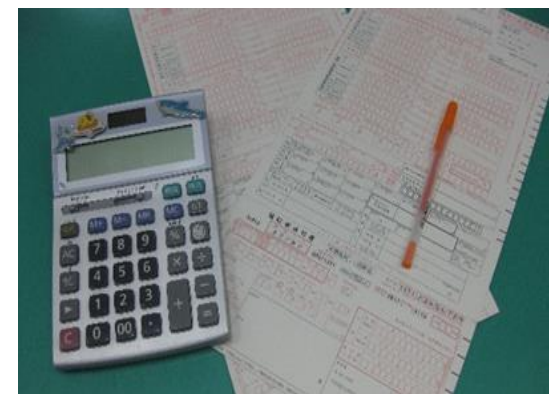
労働保険

労災
保険

雇用
保険

【労災保険】
業務中や通勤中の負傷等に際して給付を受けるための保険

【雇用保険】
失業した際に失業給付を受けるための保険



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。
雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。

厚生労働事務官（基準）とは、主に労働局又は労働基準監督署で**労働基準行政の労災保険（労災補償業務）**の仕事を担当します。

労災補償業務

労災保険では、「**仕事中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、迅速かつ公平な保険給付を行っており**」、労働基準監督署及び労働局では保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を担当しています。

また、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助など）を実施するなど、被災労働者やその遺族の生活保障に欠かせないものとなっております。

近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になったとして労災請求されるケースが増えており、労災認定あたっては、より専門性の高い知識や判断が求められています。

労災補償業務は、迅速で公平な保険給付を行うことで、労働者が健康で安心して働ける社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



レントゲン写真を確認し、負傷の部位および程度を評価します。

厚生労働事務官(共通)の主な業務

厚生労働事務官(共通)とは、主にハローワークの窓口で職業相談・職業紹介、雇用保険の適用・給付の業務を担当します。

職業相談・職業紹介

仕事を探している方に職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度にふさわしい職を選択できるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

窓口での求職者との相談の中で、希望する仕事内容や労働条件などのニーズを引き出し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。



職業相談窓口

雇用保険の適用・給付

主な雇用保険業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として加入手続きをする」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つがあります。

この業務を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法などの「関係法令」や「業務取扱要領」を参照しながら行います。

例えば、雇用保険法の適用対象となる「労働者」の判断にあたって、労働基準法上の判断基準を参照したり、失業給付を支給するために雇用保険と厚生年金保険との調整を行ったりするなど、業務内容は公平・公正な対応が求められます。

雇用保険受給資格者証											
1. 受給番号	2. 氏名										
48010-17-00039-2	三好 智恵										
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 年齢	6. 生年月日	7. 求職番号							
4800-010566-2	男	27	4-010416	12345							
8. 住所又は居所											
9. 支払方法(記号) (口座番号・金融機関名・支店名)											
安定給付金(G)											
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由									
190401	201231	40									
13. 6ヵ月連続賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限									
290104	6,666										
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 支給期間満了年月日									
200104	18-04	201231									
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 連続雇用保険者期間									
4,747	90	069900									
22. 職業訓練事業所名											
23. 再就職手当支給額											
24. 特例表示(災害時、一括、返却、再計)											
0000											
受給者連絡メッセージ1											
受給者連絡メッセージ2											
管轄公共職業安定所又は 労働者派遣事業所											
〒010-0044 福島県上野市 労働者派遣センター 公共職業安定所長受給者連絡係											
受給番号 01-009-0211 交付 年月日											

雇用保険受給者が使用する受給資格者証(例)です。「基本手当日額」等の個人情報が含まれているため、厳重な取り扱いが必要です。

人材育成

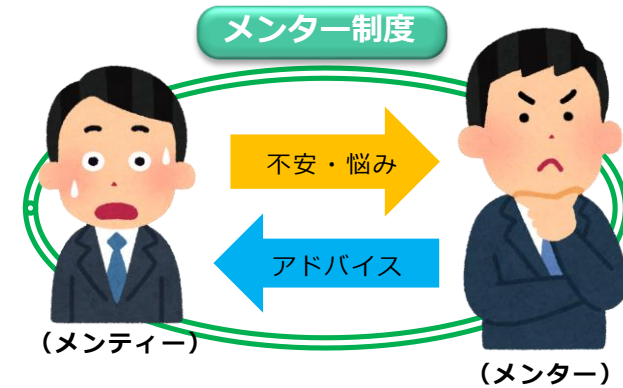
再就職するために新たな知識や技術を身に付けられるよう、職業訓練の実施を都道府県などの関係機関と連携して訓練計画の策定や訓練の周知、募集受付を行う業務です。



●メンター制度

メンター制度とは、比較的年齢の近い先輩社員が新規採用職員等をサポートする人材育成制度です。新規採用職員一人ひとりに必ずメンターが任命されます。

メンターはメンティーと年齢・立場が近い職員のため、気軽に話しやすく相談しやすい環境になります。メンターは日頃の声かけのほか定期的に面談を行い、メンティーが抱える職業生活上の様々な不安・悩みを傾聴し解決策を導きます。



●中央研修（労働大学校）

行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務又は役職に就任した段階での研修を実施しています。中央研修は、埼玉県朝霞市にある研修施設（労働大学校）で実施しています。各業務の知識やスキルの向上を図る機会であり、全国の職員と交流できる場にもなっています。

●地方研修（栃木労働局主催）

- ・ 新規採用職員研修
- ・ ビジネスマナー研修
- ・ サービス倫理研修
- ・ 個人情報漏えい防止研修
- ・ 交通安全健研修



交通安全研修の様子

厚生労働事務官の人事異動について

おおむね2、3年を目途に人事異動
があります。

異動先は県内のいずれかの労働基準監
督署、ハローワーク、労働局内の各課室
となります。

※事務官（基準）は労働基準監督署又は労働
局で勤務。

※事務官（共通）はハローワーク又は労働局
で勤務。

国家公務員というと全国転勤のイメージ
が一般的ですが、**労働局は採用された
都道府県内での異動のみ**となります。

非常にライフプランの立てやすい職場と
なっております。

